

## 基本方針

### 『誰一人取り残さない』

- 支援を必要とする対象者の情報を漏れなく把握する。
- 一人ひとりの個性を尊重し、社会的自立を目指して個別に最適な支援を行う。
- 関係機関や地域と積極的に連携して、臨機応変に、最善の支援を行う。

## 機能

- 安心して過ごせる場所
- 相談窓口（電話相談含む）
- 子育て支援
- 教育支援（学習支援、体験活動）
- 就労支援
- 関係機関との連携コーディネート

## 拠点

個々のニーズに合わせて柔軟に対応していくため1か所に限定すべきではない。役場に近く、アクセスしやすく、必要に応じて利用可能な既存施設を活用する。

(例) 旧森小学校、旧図書館、コミュニティセンター、児童館

## 対象者

就学前～学齢期の子ども及び保護者から、学齢期を終え、なお社会的・経済的自立が困難な若者までを支援対象とする。

(例) **不登校児童生徒、引きこもり、発達障害、ネグレクト等**

## 体制

教育と福祉の連携による切れ目のない支援体制を構築するため、支援及び連携の核となる支援チームを新たに設置する。

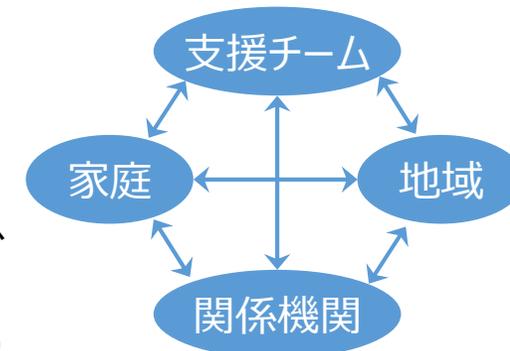
**センター長** 副町長

**副センター長** 町長、教育長

**支援チーム** 教育次長、研修指導員、不登校担当教員、教育サポート教員（新規）、SSW、保健師、社会福祉士、保育士、子育て支援専門員

**関係機関** 健康福祉課、社協、民生児童委員、児童館、図書館、学校応援団、若者サポステ、NPO、地域団体 等

**外部専門家** SC、臨床心理士、医師 等



## ○ 「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」の創設について

### 1 包括的支援体制の整備に向けた検討について

厚生労働省では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進している。

具体的には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）による社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部改正により、包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところであり（平成30年4月1日施行）、市町村においては、地域共生社会の実現に向けた**包括的支援体制構築事業**（以下「モデル事業」という。）も活用しながら、包括的な支援体制の整備を進めてきている。

また、令和元年5月から12月にかけて、有識者による**「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」**（地域共生社会推進検討会）を開催し、12月26日に最終とりまとめがなされた（※）。

最終とりまとめでは、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を内容とする新たな事業の創設を行うべきであるとされた。

- ① **断らない相談支援**・本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ② **参加支援**・本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③ **地域づくりに向けた支援**・地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

また、新たな事業の創設に当たり、以下のような留意点が示されている。

- ・新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にあることから、新たな事業は実施を希望する市町村の手挙げに基づき、段階的に実施すべきである。
- ・新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況等が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- ・国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づく申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

※地域共生社会推進検討会の最終とりまとめ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332\\_00020.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000213332_00020.html)

## 2 今後の取組

最終とりまとめを踏まえ新事業として「**重層的支援体制整備事業**」を創設することを柱とする社会福祉法等の改正法案（令和3年度施行）が閣議決定され、**国会に提出されました**。また、令和2年度のモデル事業は、実施箇所数を令和元年度の200から250に増やすとともに、新事業により近い形で実施できるよう、従来から行ってきた「地域力強化推進事業」や「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」に加え、新たに「地域づくりに向けた支援」、「参加支援」等の内容を追加している。

各自治体におかれては、地域共生社会の推進を担当する部局と障害福祉担当部局等が連携してモデル事業を活用し、新たな制度への移行に向けた積極的な取組をお願いしたい。特に、令和元年度以前からモデル事業を実施している自治体については、新たに追加する「地域づくりに向けた支援」と「参加支援」も併せて実施いただくなど、積極的な事業の実施をお願いしたい。

また、**重層的支援体制整備事業では、高齢、障害、子ども、生活困窮の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくこととなる**。改正法案が成立すれば、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、**各自治体の実施意向の確認**などを行うことを検討しているので、ご留意いただきたい。

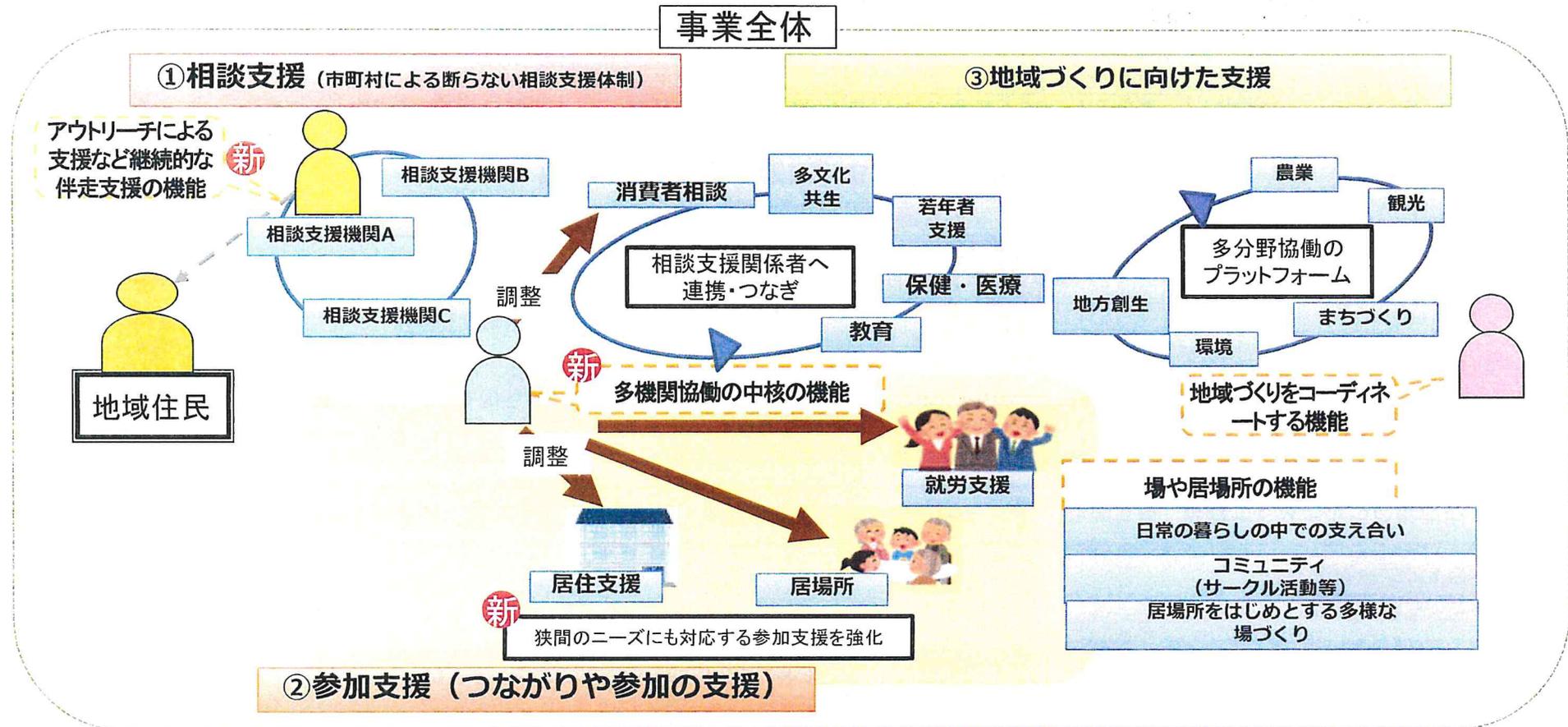
# 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中で、以下のような課題がある。 (※)一つの世帯において複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が地域から孤立している状態(ごみ屋敷など)
  - ・ 従来の属性別の支援体制では、対応が困難。
  - ・ 属性を超えた相談窓口の設置等の包括的な支援体制の構築を行う動きがあるが、各制度毎の国庫補助金の制度間流用にならないようにするための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、市町村が包括的な支援体制を円滑に構築できるような仕組みを創設することが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。
  - － 事業実施の際には、①～③の支援は全て必須
  - － 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業
- 新たな事業を実施する市町村に対して、関連事業に係る補助等について一体的な執行を行うことができるよう、交付金を交付する。

3



# 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

令和2年度予算案：39億円  
 (令和元年度予算額：28億円)

実施主体：市町村(200→250か所)  
 補助率：3/4

相談支援(地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保・多機関の協働による包括的支援)、参加支援、地域づくりの3つの機能を一体的に実施

住民に身近な圏域

## (1) 地域の様々な相談の受け止め・地域づくり

### ◆地域の様々な相談を包括的に受け止める場の確保

- 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、NPO法人等
- 地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業等

新

### ◆地域づくり(個別分野の地域づくり関連の事業と連携し実施)

- ※ 自治体内の関係部局や現行の事業受託団体間での協議・調整を行い、新たな事業計画を立てた上で事業を試行するといった立ち上げ的事业(取組例) 地域の多様な関係者によるプラットフォームの形成・運営



4

市町村域等

## (2) 多機関の協働による包括的支援・参加支援

### ◆多機関の協働による包括的支援

- 複合化・複雑化した課題等に寄り添い的確に対応するため、各制度ごとの相談支援機関の総合的なコーディネート等を行う相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築

新

### ◆参加支援

- 相談の中で明らかとなった既存の支援制度ではカバーされないニーズに対し、就労支援、居住支援等を実施(取組例) 生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない世帯のひきこもり状態にある者を受け入れる取り組み



## (3) 包括的支援体制への移行に係る調査事業

- ・包括的支援体制への移行に向けた各市町村の状況に適した体制構築の検討